

通知 「新型コロナウイルス感染防止対策について」 4

2020年4月9日

(公社) 滋賀県サッカー協会

会長 森津 陽太郎

政府は4月7日に「緊急事態宣言」を発出し、7都府県を対象地域として指定しました。新型コロナウイルス症の感染拡大はますます脅威を増しています。また、日本サッカー協会も4月7日付けの文書で、「5月末までの全ての主催事業（トレーニング、講習会、研修会、視察等を含む）を延期または中止とすることとしました。」としています。また、「本協会の決定についてはすべての地域、都道府県一律での対応とさせていただきます」と要請しています。

滋賀県内でも感染が拡大しています。このような状況から、滋賀県サッカー協会としましても、当面の間、大会、イベント、各種事業等について延期または中止とさせていただきます。3月26日付けの通知とは違う対応となることをご理解ください。県内でも各市、町の自治体により感染拡大防止に関わる決定や、要請、指示に違いがあります。また、その様子も刻々と変化します。各チームの練習等は、感染拡大を防止するという観点をしっかり踏まえ、各市、町の決定や、要請、指示の状況に応じた対応をお願いいたします。

引き続き、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避け、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等、感染防止対応の徹底について今後も選手をはじめ関係者の皆様へ呼びかけていただきますようお願いいたします。